

## 公園緑地管理業務 特記仕様書

### 1. (適用)

- ・本特記仕様書は、神栖市都市整備部施設管理課が施行する公園・緑地等の維持業務委託に適用する。この特記仕様書は、公園緑地管理業務共通仕様書を補完するものである。

### 2. (施工時期)

- ・同一公園・緑地が複数工区に分かれる場合、公園・緑地の美観維持のため、受託者同士協議のうえ作業時期を統一すること。具体的な実施にあたっては監督員と十分に協議し決定すること。

### 3. (その他)

- ・同一公園・緑地の代価表は共通のものとする。
- ・仕様書に定めのない事項が発生した場合は、速やかに監督員と協議の上、その指示に従うものとする。